

## 災害時要援護者支援制度の取り組みを行っています

☎ 駅南庁舎障がい福祉課 ☎ 0857-20-3474

《制度の目的》  
災害が発生したとき、避難に時間がかかったり、自力で安全な場所へ避難することが困難なひとり暮らしの高齢者や障がいのある方などのいわゆる“災害時要援護者”が、災害時における情報伝達、安否確認等の災害時の支援を受けられる体制づくりを促進しています。

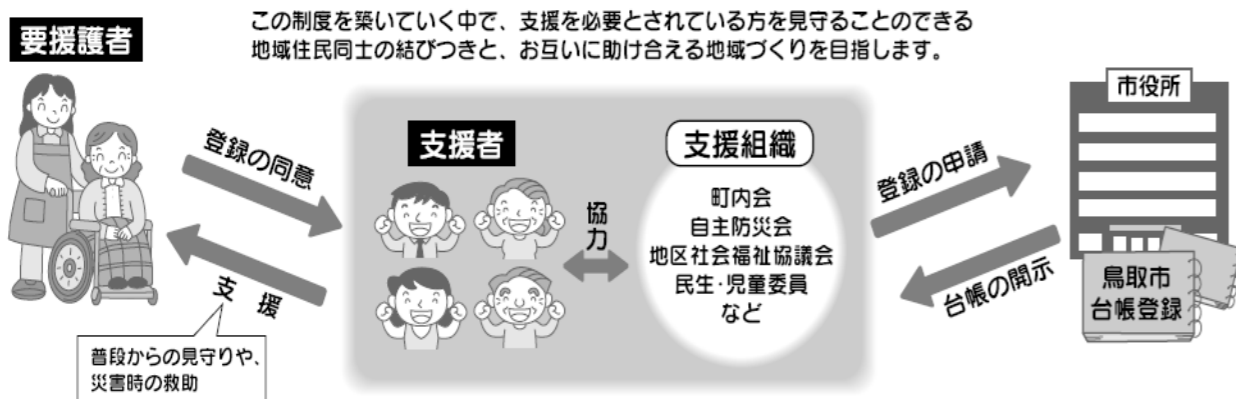
《制度の内容》  
制度に登録された方の情報は、「災害時要援護者登録台帳」にして、支援者、地域の支援組織に提供し、日ご

ろの見守りと災害発生時の支援体制を整えるために活用します。

《制度の登録》  
登録を希望される方は、お住まいの自治会町内会長（自治会町内会未加入の方は、民生児童委員）へご相談のうえ、市に申請書を提出してください。

登録申請書は、市障がい福祉課、各総合支所市民福祉課から入手できます。

### ～災害時要援護者支援制度～



## ただ今鳥取市庁舎整備の全体構想案を取りまとめています

☎ 本庁舎庁舎整備局 ☎ 0857-20-3012 ☎ <http://www.city.tottori.lg.jp/www/contents/1355890936161/index.html>

鳥取市の庁舎整備について行った意見募集手続（市民政策コメント：11月8日（金）～29日（金）実施）に多くのご意見をお寄せいただきありがとうございました。

ただ今内容を整理・考慮して全体構想案を取りまとめています。市の取り組みは、鳥取市からのお知らせ（新聞折り込み）、公式ホームページなどをご覧ください。

■庁舎機能の強化と費用の抑制を両立する全体構想案  
住民投票から汲みとれる「費用を少なくしてほしい」という市民の思いをしっかりと受け止めるとともに、一方、「財政的に許す範囲で、できるだけ機能（市民の安全安心や利便性など）を充実してほしい」という多くの声に答えるため、**駅南庁舎を活用したうえで、新本庁舎を旧市立病院跡地に整備する案を望ましいとしています。**



### ■これまでの経過と今後の予定

住民投票で多数を占めた耐震改修案は、その案のままでは実現不可能なことが判明

有識者による専門家委員会を設置し再検討、市民説明会などを実施

耐震改修・新築の両案を含む4つの案で検討を重ね、**機能の強化と将来的な費用の抑制が最も実現できる案**を選択

全体構想の決定前に素案を市民に示し、寄せられた意見を整理・考慮して構想に反映させる手続きを実施

**今後、市議会での議論を踏まえ、全体構想案として取りまとめます**

## 除雪に関するお願い

☎ 本庁舎道路課 ☎ 0857-20-3261 各総合支所産業建設課

- 市道の除雪について  
バス路線を中心に行います。生活道路など自宅周辺の雪かきは、市民の皆さんのご協力をお願いします。作業上、除雪車が家の前や歩道に雪を積み上げてしまうことがあります。ご理解をお願いします。路上駐車は作業に支障となりますのでおやめください。雪の路上投棄は危険です。おやめください。
- 凍結防止剤について  
凍結しやすい橋や坂道付近に「凍結防止材」を置いていきます。路面が凍結したときなどにはご自由にお使いください。
- 木の剪定をお願いします  
市道沿いの木や竹について、雪の重さで垂れ下がりをふさいでしまい通行が出来ないことがあります。所有者は木の剪定や伐採をお願いいたします。

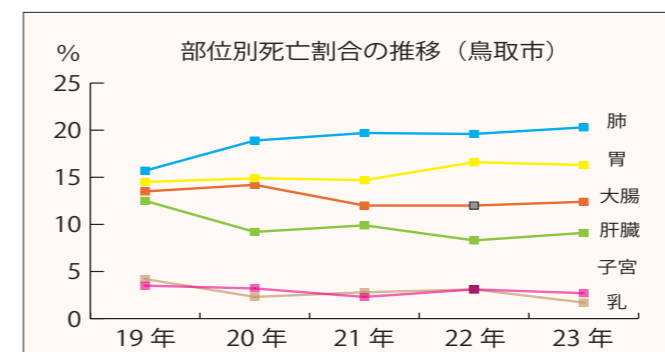
## 人権擁護委員が委嘱されました

☎ 本庁舎人権推進課 ☎ 0857-20-3143

谷口 毅さん（平成25年10月1日発令 新任）  
人権擁護委員は、法務大臣が委嘱した民間の人たちです。この制度は、さまざまな分野の人たちが地域の中で人権思想を広め、住民の人権が侵害されないよう配慮し、人権を擁護していくことが望ましいという考えから設けられたものであり、諸外国にも例を見ないものです。

## 男女とも1位は肺がん、2位は胃がん

☎ 保健医療福祉連携課 総合健診係 ☎ 0857-20-0320



鳥取市のがん死亡の部位別割合（H23年）では、男女とも肺がんがトップで、ついで胃がんでした。  
2人に1人が「がん」にかかるといわれる時代、早期発見・早期治療が、がん検診の最大の目的です。年に1度はぜひ、検診を受けましょう。

- ◆鳥取市の検診期間  
平成26年2月28日まで。まだの方はお急ぎください！
- ◆検診を受けるときは、「鳥取市がん検診・歯科検診受診券」が必要です。届いていない方、紛失された方は、再発行しますので、ご連絡ください。

## 鳥取市任期付職員（任期を定めた常勤職員）募集

☎ 本庁舎職員課 ☎ 0857-20-3107

試験区分	採用予定人数	受験資格	任用期間
建築	若干名	平成25年「二級建築士」試験の受験資格に相当する条件	平成26年4月1日(予定)～平成29年3月31日
設備	若干名	平成25年「建築設備士」試験受験資格に相当する条件を満たしていること	
発達相談員(心理士)	1人程度	臨床心理士または臨床発達心理士の資格を有し、児童発達に関する1年以上の実務経験を有すること	平成26年3月1日(予定)～平成27年3月31日
歯科技工士	1人程度	歯科技工士の資格を有し、歯科技工所および診療機関等で1年以上の実務経験を有すること	平成26年3月1日(予定)～平成27年3月31日

受験案内  
いずれの職種も、受験案内を、市役所本庁舎1階総合案内所、本庁舎2階職員課、駅南庁舎総合窓口、各総合支所地域振興課で12月2日（月）より配布します。また、本市ホームページからのダウンロードも可能です。

申込受付期間  
12月2日（月）～平成26年1月10日（金）

試験日  
歯科技工士は、平成26年1月19日（日）  
その他は、平成26年2月2日（日）

※募集について、詳しくは受験案内または本市ホームページをご覧ください。

### 《検診方法》

- ◆肺がん検診（対象：40歳以上）
    - 胸部X線検査  
肺全体をX線で撮影します。
    - 喀痰検査（喫煙者に実施）  
痰の中に含まれるがん細胞の有無を調べます。
  - ◆胃がん検診（対象：40歳以上）
    - 胃X線検査  
バリウム（造影剤）と発泡剤（胃を膨らませる薬）を飲み、X線で胃の形や粘膜を観察します。
    - 内視鏡検査  
胃カメラを口または鼻から挿入し、胃の中を直接観察します。必要に応じて、胃の粘膜を採取します。
- ※前日の夜9時以降は、絶食・絶食・禁煙です。また、消化の悪いものは控えましょう。
- 受診方法など詳しくはお問い合わせください。

